



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SOO-City

# 農業委員会だより

平成30年3月発行〈第13号〉曾於市農業委員会



高千穂が望める高台でネギの栽培を学ぶ外国人研修生（財部町桐原）

## 主な内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長への政策提言
- ◇農作業別標準賃金表
- ◇曾於市賃借料情報
- ◇農業者年金制度について
- ◇農地転用等について
- ◇認定農業者・新規就農者紹介
- ◇女性農業委員活動報告
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員名簿
- ◇全国農業新聞の購読

豊かな自然の中で  
みんなが創る  
笑顔輝く元気なまち



## 会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 森岡俊弘

農業委員会だより第13号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてより農業委員会の業務に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年7月20日に農業委員会等に関する法律の大改正に伴い、19名の新農業委員が市議会の同意を経て市長から任命され、また9月1日に19名の農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱して、新体制による農業委員会が始動したところであり、任期はいずれも平成32年7月19日までであります。新農業委員及び農地利用最適化推進委員名簿を本誌10ページに掲載しておりますのでご覧頂きたいと思います。農業委員は市内全域について、また農地利用最適化推進委員は担当地区を中心に活動して参りますので、農地に関することについてお気軽にご相談頂きたいと思います。

このように農業委員会の体制も大きく変わったところではありますが、早速昨年10月に私たち農業委員会は、本誌3ページから4ページに掲載してありますとおり、市長に対しまして、政策提言を行ったところでもあります。

今後も、曾於市の基幹産業であります農業を守り育てるため、農地として残さなければならない「優良農地」と「山林等に返っても仕方のない農地」に区分しながら、優良農地の確保と有効利用、担い手農家への優良農地の集積・集約化、優良農地内の耕作放棄地の発生防止及び解消、各種申請に対しまして、公平迅速に対応できるように取り組んでまいります。

特に優良農地の有効利用につきましては、農業委員・農地利用最適化推進委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



# 市長への政策提言

平成29年9月25日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、認定農業者や農家の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

## 1 有害鳥獣対策について

イノシシやカラス、シカ、タヌキ等の被害は、年々増加傾向にあります。

特に近年は山林の伐採等により、山を追われたイノシシ等が耕作放棄地を棲家とし、その周辺の作物被害が深刻な状態であり、農家の耕作意欲が減退してきています。

また、イノシシ等のワナ講習会への受講については増加傾向にありますが、猟友会の高齢化が進む中で、講習会受講者への更なる助成金額の増額と若者に受講してもらえるような施策を検討下さるよう要望すると共に、捕獲したシカ・イノシシ等の肉をジビエ料理等として活用し、ワナで捕獲した鳥獣については一定期間飼育を行いながら安定的に道の駅や飲食店で提供できるように検討して下さいよう要望します。

さらに、電気柵・駆除に対する助成、猟友会等への支援については、猟友会、駆除隊員の再編や組織化を進めながら、活動がより効率的・広範囲で活動出来るよう隣接する関係市町村及び関係機関団体と引き続き協議下さるよう要望します。



## 2 畜産農家への支援策について

(1) 曾於市の農業生産額の約7割が畜産によるものでありますが、畜産農家も高齢化が進み、担い手農家や後継者の頑張りにも関わらず、競り市への上場頭数が減少しているのが現状であります。また、肉用牛飼養頭数も毎年減少しており、生産基盤の脆弱化が懸念されています。

そこで、牧草を生産・販売するコントラクター制度の活用やTMRセンター等の設立による良質な配合飼料の提供などにより、畜産経営の分業化による飼養頭数の増加や繁殖の向上が図れるような仕組みを関係団体と協議し構築していただくよう要望します。

(2) 近年、高齢化等による離農に伴い堆肥舎等が活用されていないものがある中で、堆肥が野積みされている風景を目にします。

畜産業のみならず、他の農作物にも有機肥料等の要望は強く、堆肥舎の必要性は増してきている現状です。

よって、活用されていない堆肥舎等を調査して、貸借等が可能なものについては再利用する方向で検討をしていただければ、堆肥舎の有効活用ができ、さらに、堆肥の野積み等の解消にもつながると思いますので検討下さるよう要望します。

(3) 曾於市畜産振興協議会が中心となり、各種補助金等の充実を図っていただいておりますが、今後も安心して畜産経営ができるよう引き続きこれまで以上の支援策を要望します。

また、口蹄疫・鳥インフルエンザ等については、肉用牛や養豚・養鶏等各畜産農家が伝染病の防疫に対する考えが希薄にならないよう引き続き畜舎周辺の消毒の呼びかけ、消毒液や消石灰等の配布を定期的に行っていただくよう要望します。

### 3 食育の推進と地産地消について

- (1) 日本の和食が世界無形文化遺産に登録される中、食育の推進と地産地消を図るため、市内で生産される食材を利用し、小中学校における米飯給食へのさらなる活用の推進、また、病院や老人福祉施設、飲食店へも市内で生産される米の利用促進、さらに、米栽培困難地域や離島への販売活動を引き続き積極的に推進くださるよう要望します。
- (2) お茶については、消費や価格低迷が続き、茶農家の経営が大変厳しい状況になっております。そこで、お茶の消費拡大対策として、市内小中学校での利用（水出しパックの助成の検討）や曾於市観光特産開発センターなどを活用し、市内3つの道の駅を拠点にして販売宣伝活動やイベント等の開催、インターネット等を活用しての販売など、消費拡大を推進していただくよう引き続き要望します。

### 4 畑かん活用と圃場整備事業について

畑かんによる圃場整備等が進行していく中で、市の新たな特産作物の選定や水を活用した大型ハウス等の施設に対する補助事業等を積極的に推進していただきますよう要望します。

また、お茶の栽培については、防霜時期に畑かんの水利用は不可欠です。

しかしながら、近年の茶栽培農家の経営が大変厳しい状況の中、水の利用料金が10a当たり12,000円と他の作物と比較してもかなり高額で有ります。

少しでも茶農家の経営安定が図られますように、畑かんの水利用額の減額を要望します。

### 5 後継者及び新規就農者への支援について

- (1) 近年、曾於市においては、高齢化が進む中で経営基盤がある農家でも後継者が無く、廃業を余儀なくされている現状があります。

また、新規就農者やUターン・Iターン者等の就農者支援対策として、早急に公社等の設立が望まれています。

公社設立に向けては、既に関係機関による調査・研究が行われている所だと思えますが、総合的に部門を設けて曾於市の土壤に適した作物を中心に研修等が行える施設の整備やその後に就農まで結び付けられるような支援を要望します。

また、後継者及び新規就農者に対する支援については、現在も助成金として支援をいただいておりますが、今後もこれまで以上の支援策を要望します。

- (2) 日本の企業や暮らしの文化を変える「働き方改革」を厚生労働省が中心となって普及促進を図っています。

そのなかでも、情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働けるようにテレワーク等の推進も各関係省庁が連携して進めている中で、曾於市においては、光回線の導入がない地域が多く見受けられます。

近い将来、情報通信機器を活用し在宅にしながら仕事ができる時代が到来するかもしれません。

そこで、光回線の導入がない地域については、再度要望調査等を実施しながら、要望のある地域については、光回線導入を検討していただきますよう要望します。



## 平成30年度農作業別標準賃金表

平成30年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。  
 整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類		区分	標準賃金	備考	
一般作業		1日8時間労働	5,896円	※鹿児島県最低賃金より (時間額737円)	
水田作業	荒起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地 5,000円	
	中代	10a当たり	3,000円		
	植代	10a当たり	6,000円		
	畦塗り	1m当たり	70円	畦塗り機使用	
	田植え	10a当たり	6,500円		
	水稲育苗	1箱当たり	550円		
	稲刈り	バインダー	10a当たり	6,000円	
		コンバイン	10a当たり	15,000円	
	脱穀	コンバイン袋(1袋)	500円		
サブソイラー	10a当たり	3,000円	排水作業		
一般畑作業	肥料機械散布	10a当たり	2,000円	1回当たり	
	ロータリー耕耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	深耕ロータリー	10a当たり	11,000円		
	マルチ作業	1本当たり	2,500円	1本400m, 資材費本人負担	
	同時マルチ(テロン)	1本当たり	3,000円	1本400m, 資材費本人負担	
	土壌消毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金	
	プラウ耕起	10a当たり	4,500円		
	ブラソイラー	10a当たり	3,500円		
	甘藷つる切り	10a当たり	5,000円		
甘藷掘り取り	10a当たり	4,000円			
飼料作業(播種・収穫等)	トウモロコシ等播種	10a当たり	3,500円	種子代は本人負担	
	コーンハーベスター	10a当たり	15,000円	1ヶ所10a以上	
	イタリアン刈取	10a当たり	3,000円		
	イタリアン集草・反転	10a当たり	1,000円	1回当たり	
	イタリアン梱包	1梱包	130円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)	
	ロールラッピング	1ロール	3,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ロール(ラップなし)	1ロール	2,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ブームモア作業	1分当たり	95円	1時間当たり5,700円	
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)	2t車	12,000円	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう!		

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われまふので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会事務局(財部支所内)	☎ 0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎ 0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎ 099-482-5959
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347

※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。

## 曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畑の賃借料をする際の参考としてもらうため、平成29年の賃借料の情報を提供するものです。田畑の賃借料の適正を図るため、農業委員会で情報提供するもので、小作（賃借料）については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、賃借人・賃借相互で十分協議のうえ契約してください。

(10a当たり)

	平均額	最低額	最高額		平均額	最低額	最高額	
末吉地区	田	6,000円	1,000円	21,500円	普通畑	8,800円	900円	23,100円
					飼料	7,200円	2,200円	11,200円
					茶	25,100円	10,000円	33,700円
大隅地区	田	6,100円	1,200円	18,000円	普通畑	9,100円	2,300円	18,300円
					飼料	6,500円	1,600円	20,000円
					茶	20,000円	12,300円	27,700円
財部地区	田	8,500円	900円	16,000円	普通畑	7,700円	1,200円	11,000円
					飼料	7,400円	900円	16,000円
					茶	22,900円	15,500円	30,000円



# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、

いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表 1 参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

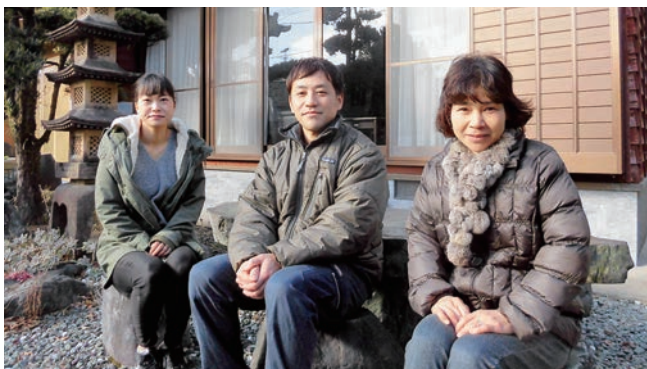
●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額( )は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

## ○新規加入者の声



井之元 明仁さん（末吉町南之郷）

井之元明仁さんは、両親と一緒に肉用牛（生産牛 40 頭、肥育牛 200 頭）の一貫経営をされています。平成 28 年に家族経営協定を締結。周囲からの勧めもあり、将来を見据えて 3 人同時に年金加入を決意されました。これからも経営規模拡大のために増頭を目指し、ドーム等の新設も計画されています。（写真＝二世代）

## ○農業者年金受給者の声



岩切 加代子さん（末吉町深川）

岩切加代子さんは、睦夫（夫）さんと甘藷・にんじん・さといも・ごぼう・水稻などを耕作しながら一年中忙しい日々を過ごしています。

農業者年金は掛けるのが遅かったため多くは有りません。もう少し早くから掛けとけば良かったと後悔しています。

今後は、早く後継者へ譲って夫婦で趣味の旅行や温泉に行きたいと話されていました。

## 農地の転用には

# 許可が必要です！



### 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

### 申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

### 4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

### 5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

## 無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

**※ 4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。**

## 猟友会と語る会

有害鳥獣対策については、毎年政策提言の中で、市長へ様々な助成等の要望を行ってききましたが、今回初めて曾於市内にある6団体の猟友会会長と農業委員農政部会員で意見交換会を平成29年10月12日(木)実施しました。現状として、ワナによる駆除が9割、銃による駆除が1割であり、課題として、猟友会の組織全体の高齢化や会員の兼業による駆除頻度の低下に伴う会員一人当たりの作業負担の増大が大きな課題の一つであります。隊員の作業負担は年々増加する中、シカ・イノシシ等により鳥獣被害は増加傾向にあります。

平成29年度、箱ワナを3基購入していただき活用していますが、駆除作業軽減の面からも毎年1基ずつでも箱ワナの購入をして欲しいという要望がありましたので、農業委員会としても市長へ継続して要望をしていきます。



## 認定農業者紹介



いわなが しょうはち  
岩永 庄八さん

大隅町中之内の岩永庄八さんは、就農されて 40 年を迎えられ、認定農家制度の制定間もない頃に認定農家になりました。両親の経営を引き継ぎ、少しずつ規模拡大を行い、平成 25 年に農業生産法人を起業しました。

現在は、水稻・甘藷・大根・ゴボウ・ハウスイチゴなどの作物を作りながら、夫婦と従業員 13 名で毎日忙しい日々を送っています。

今後も施設等（ストック：冷蔵庫）の増設や従業員を増やししながら、息子（長男：現在東京農大就学中）さんが後継者として就農されるまでは、頑張っていきたいと話されていました。

## 新規就農者紹介



はらだ ゆうき  
原田 祐紀さん

大隅町月野の原田祐紀さんは、鹿児島市内で理容師をしていましたが、両親が取組んでいる農業に魅力を感じて帰郷。

平成 25 年度に認定農家となり親と別経営でネギ 60a, 小玉スイカ 30a を生産しています。いつも妻と仲よく農作業に励んでいます。現在は育児休業中です。

農繁期は父親の農園を手伝いながら作物づくりのノウハウを習得しています。

今後の目標は、悪環境（降灰・気候変動）にも対応できる安全で高品質な作物づくりを行いながら耕作面積の拡大も図りたいと話されていました。



## 女性農業委員活動報告 (食と農と女性の会)



曾於市大隅町出身でスプレー菊を栽培されている小濱健一さんに「見えないところに大事なものがあ」と題して講演をして頂き、その後、鹿児島市出身で現在、曾於市末吉町在住の東原秋子（花カフェ）さんに「菊をかわいくアレンジメント」というテーマで講習会を開催して頂きました。

今年度は、市内で活躍をされている方を講師に招き、開催を行いました。参加者数は、これまでで最多の 51 名。

毎年 1 回女性農業委員さんを中心に開催している「食と農と女性の会」も 13 年目になります。今までに、独身男女イベントや独身女性農業体験、講演会・講習会など様々な活動を実施しています。

今後も、参加者の皆さんが喜んで頂けるようイベントを計画していきたいと堀留実行委員長は話されていました。



**曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員 名簿** (任期 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

**末吉地区**



森岡 俊弘  
(76-0092)



濱田 實  
(76-3028)



岡元 康子  
(76-1230)



光行 純市  
(76-4688)



高岡 俊彦  
(78-1262)



迫 将嗣  
(76-3974)



堀留 美津子  
(79-1933)



山口 裕之  
(76-6760)



川越 孝一  
(76-6252)



別府 良治  
(76-6933)



末鶴 ひとみ  
(76-2944)



伊集院 正美  
(76-6764)



新田 栄博



櫻井 六男



竹下 友子  
(76-6902)



中村 智明  
(76-5894)

**大隅地区**



竹元 守  
(482-3845)



有村 龍美  
(483-1204)



池之上 三好  
(482-2098)



大口 徳明  
(482-3960)



豊永 峯雄  
(483-1477)



酒匂 孝一  
(482-3679)



荻迫 純明  
(481-2426)



藤田 正文  
(482-6360)



小濱 信子  
(483-1038)



坂野 トメ  
(483-1151)



中原 義廣  
(482-5411)



八木 強  
(482-4941)



中迫 琢美  
(482-4307)



新留 博文  
(484-1502)

**財部地区**



片平 敏生  
(72-3981)



吉満 忠吉  
(72-3917)



柿木 伸幸  
(75-1773)



小倉 範房  
(72-3502)



田畑 廣利  
(74-2850)



飯野 幸博  
(72-3740)



西丸 美樹男  
(75-1600)



福元 一清  
(72-2810)

**“全国農業新聞”  
の購読を!**

毎週金曜日発行 定価 月700円 (送料を含む)

**申し込みは…**

曾於市農業委員会事務局  
財部支所 (電話 0986-72-0947)  
末吉分室 (電話 0986-76-8818)  
大隅分室 (電話 099-482-5959)

